町田市ケアマネジャー連絡会
2019 年 10 月 29 日

町田市ケアマネジャー連絡会会員の皆様へ

町田市介護保険課より注意喚起がありましたのでお知らせいたします。
平成 30 年度介護報酬改定（制度改正）で改定となった部分において、特に運営基準の部分において市の指導結果返還が発生しているとの事です。
各事業所・会員の皆様は下記内容について再度ご周知、ご確認下さい。

契約時の説明について
文書交付・口頭説明のみでなく、必ず署名を
利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ケアマネジャーは
・ケアプランに位置付けるサービス事業所について、利用者は複数の事業所の紹介を求めることが可能であること・その事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明が義務になり、違反した場合は報酬が減額になります
１ヶ月目：所定単位数の 50／100 に相当する単位数（運営基準減算）

２ヶ月目以降改善されるまで：所定単位数の 100／100 に相当する単位数（運営基準減算）

利用者や家族への説明は、文書の交付に加えて口頭でも行い、それを理解したことについて署名を得る必要があります。

＊改正前からのご利用者については制度改定内容を記載した重要事項説明書の説明・同意署名捺印を取る必要がありますので再度のご確認下さい。
＊他の運営基準減算の内容についても再度のご確認下さい。

詳しい内容については、町田市介護保険課の HP を確認ください。
適正化情報誌「きゅうふさぷり」制度改正特集号（2018 年 5 月号）
https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/information/info-magazine.html